

No	資料名	頁	項目	内容(原文通り)	回答
1	仕様書	4	第2章 導入機器要件 3 キャッシュレス決済端末機能要件 ⑥	紛失・盗難カードの不正利用に対し、十分な防止措置及び補償制度を有すること →補償制度とは誰にすることを指しているのでしょうか？ チャージバック(不正利用等での売上取消)に対する加盟店への補償制度は有していません。 なお、カードホルダー(利用者)に対する補償はホルダーのカード発行会社の会員規約となります。	当該項目における補償とは、カード利用者に対する補償を指しますが、ご指摘の通り、利用者に対する補償は事業者と当市の契約ではなく、カード発行会社と利用者間の契約により成立するものであるかと思われます。 そのため、当該項目については、「紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止措置を有すること」と変更し、要件確認表(様式第9号)についても、同様に変更いたします。
2	仕様書	3	第2章 導入機器要件 2 POSシステム機能要件 ⑥	支払者で入金等の操作を行う必要があることから、職員側及び支払者側で分離して設置が可能な、10.1インチ以上のディスプレイを有する機器に搭載したものであることが望ましい。 →金額表示は支払者側用のディスプレイを設置し、職員側はレジ端末で金額確認が可能な内容でも宜しいでしょうか？その場合、支払者側ディスプレイのサイズ等は提案内容で評価されるという認識で宜しいでしょうか？ また、支払者で入金等の操作とありますが、決済方法の選択等は職員側が行う専任式のレジ端末でも宜しいでしょうか？	会計課窓口については、自動釣銭機を支払者向きに設置し、支払者が直接入金を行うことから、「職員側の操作端末と、支払者側に金額等を表示する画面が別であること」という意図で仕様を記載しております。 支払者の見やすさを考慮し、10.1インチ以上と記載しており、要件確認表(様式第9号)にも評価項目として記載しておりますが、必須要件ではございません。また、支払者側での画面操作の可否についても、要件ではございません。 最終的な評価については、ご認識の通り、支払者側画面の見やすさ(表示サイズ含む)や、支払者側での画面操作の可否等を企画提案書にてご提案いただき、提案内容で評価いたします。
3	仕様書	4	第2章 導入機器要件 3 キャッシュレス決済端末機能要件 ⑧	キャッシュレス決済の取消・返金機能を有すること →すべてのブランドでは不可となります。 一部ブランド(楽天Edy、nanaco)では取消行為自体不可となっています。	当該項目については、決済端末の機能として、取引の取消・返金機能を有することを記載しておりますので、当該機能が搭載された機器であれば問題ございません。 その上で、一部決済ブランドにて取消・返金対応が不可能である場合は、各ブランドの取消・返金対応可否状況について、企画提案書に記載をお願いいたします。
4	仕様書	4	第2章 導入機器要件 3 キャッシュレス決済端末機能要件 ⑪	総合窓口課……。なお、導入するPOSシステムと連動するとともに、……。望ましい。 →モバイルタイプは二度打ちでもOKとの認識で宜しいでしょうか？	ご認識の通り、当該項目は、総合窓口課に導入するモバイル型決済端末が、「POSシステムと連動可能であることが望ましい」とともに、「持ち運び時に他の会計処理を並行利用可能であることが望ましい」と記載した項目となりますので、POSシステムとの連動は必須要件ではございません。
5	仕様書	7	第3章 役務要件 5 運用支援 ①	機器に……。なお、導入する全ての機器に対し、統一した受付窓口を有することが望ましい。 →キャッシュレス端末は、特定のヘルプデスクへのコールとなりますため、POS・つり銭機とは異なります。	機器の保守に関して統一した受付窓口を有することは必須要件ではございませんので、不可とする提案は可能です。 保守受付窓口体制の詳細については、企画提案書にてご提案ください。
6	仕様書	7	第3章 役務要件 5 運用支援 ②	機器の故障、劣化、その他事故がある場合において、修理等の対応は都度修繕契約により行うことを妨げない。ただし、その場合においても、一時的に代替機を準備する等、安定した運用を行える体制に構築すること。 →据置型端末はオンサイト(モバイル型端末はセンドバック方式)のため、代替機の準備は基本不可となります。	代替機の準備に関しては一例であり、修理等を行う必要がある場合においても、業務継続が可能な体制を有していれば問題ございません。 安定運用の体制については、提案内容で評価いたします。
7	仕様書	7	第3章 役務要件 5 運用支援 ⑥	決済ブランドの追加等に係る対応(手続きフロー、要請から利用開始まで推定期間、費用の発生有無等)について、企画提案書にて提案すること。なお、決済ブランドの追加に際し、別途費用等の発生はないことが望ましい。 →ブランドの選択はそもそも不可。できるものは最初から全て導入となります。また、新たなブランドが導入した決済端末で追加可能となった場合は、自動で追加されます。	新たな決済ブランドの追加が、対応可能なものは自動で行われるとのことであれば、当該場合における追加費用等の発生有無と併せて、そのようにご提案ください。
8	仕様書	8	第3章 役務要件 6 指定納付受託 (1)指定納付受託の方法ー⑤	月ごとの売上金額の……。なお、上記明細は窓口ごとに確認できることとし、取りまとめ課では全ての窓口の明細が確認できることが望ましい。 →取りまとめ課では月額の請求書(利用料)を取りまとめると認識しております。 取りまとめ課での明細確認が「望ましい」なので、不可でも宜しいでしょうか？	取りまとめ課で全ての窓口の明細を確認できることは必須要件ではございませんので、不可とする提案は可能です。
9	仕様書	8	第3章 役務要件 6 指定納付受託 (2)利用可能な決済ブランドー②	利用可能な決済ブランド②電子マネーにおいて、ID、楽天Edy、WAON、nanaco、QUICPay、交通系ICとありますが、 →交通系ICはPiTaPaは除くとの認識で宜しいでしょうか？	交通系ICにおける対応ブランドについては、提案内容で評価いたします。
10	仕様書	9	第3章 役務要件 7 運用終了時対応	運用終了時対応 本システムの運用終了時には、運用終了時点でシステムの保有する全データをcsv、Excel等のファイル形式で抽出し、無償で市に提供するものとし、併せて抽出ファイルのデータ項目に関する説明資料で提示すること。また、運用終了後は、市に関連する保管データ等は速やかに削除することが望ましい。 →全データとは何を指していますでしょうか？	主に、POSシステムに格納されている商品(手数料)マスターデータ及び取引データを指します。その他、抽出可能なデータがありましたら、提案内容で評価いたします。
11	仕様書別紙2 ネットワーク構成図	-	-	「I受注者にて環境構築」とありますが、各課内のLAN敷設はどこがするのでしょうか？ →HUBからキャッシュレス端末までの配線、ルーターは市が準備して頂く認識で宜しいでしょうか？ →5F電算室のルーターにはプロバイダ設定はされていますでしょうか？ →ファイアーウォールやプロキシサーバーの設定はされていますでしょうか？ ※キャッシュレス決済端末は、プロキシサーバーNG。ファイアーウォールがある場合は、穴をあけて頂く必要があります。	インターネット回線の引込、ルータ設置、プロバイダ・FW等の設定、各課室のLAN敷設等については当市にて実施し、POSシステム(搭載機器含む)、キャッシュレス決済端末及びその他付属機器間の接続等について、受注者にて環境構築いただくことを想定しております。 なお、各課室におけるルータ設置については、構成図に「任意」とあります通り、基本的に不要(5F電算室に設置するルータのみで成立する構成)と認識しておりますが、運用上の観点より設置の必要がある(設置することが提案内容となる)場合は、受注者の構築範囲となります。
12	プロポーザル実施要領	7	10. 企画提案書等の作成方法及び提出方法 (2)企画提案書等の作成方法 ③ーイ	運用に係る契約時に発生する費用について、想定運用期間(令和8年1月1日から令和12年12月31日(60ヶ月))に必要な経費を全て考慮し、月額で見積もること。 →キャッシュレス決済端末の保証期間終了後、故障発生時やPOSレジのUPSバッテリー不良時は別途修理代がスポット的に発生しますが、この場合はどの様に月額見積りに記載すれば宜しいでしょうか？	各種スポット対応における費用については、現時点で見積が困難であることから、見積書に記載する必要はございません。 ただし、スポットによる費用の発生が想定される項目について把握する必要があるため、企画提案書に記載をお願いいたします。
13	プロポーザル実施要領	8	11. 審査方法 (2)プレゼンテーション審査 ③	デモンストレーションを行うこと →実機を持ち込みは必要でしょうか？	実機を持ち込みは必須ではございません(動画等によるデモンストレーションも可能です)。実機を使用して説明を行うことが提案内容の理解を助けるものになると判断された場合は、実機を持ち込んでいただいて問題ございません。
14	プロポーザル実施要領	8	11. 審査方法 (2)プレゼンテーション審査 ④	プレゼンテーションにおいて、主たる説明・質疑応答は原則主提案者が行うこと →それぞれの専門が異なることもあるため、内容に応じて共同提案者が行う場合もありますでしょうか？	問題ございませんが、プレゼンテーション全体の進行等は主提案者にて行うようにしてください。
15	仕様書	4	第2章 導入機器要件 3 キャッシュレス決済端末機能要件 ⑪	【総合窓口課へ導入する決済端末 1台】 モバイル型となり、端末からレシートが出てくる、単独で決済が可能のため、1台でPOS連動運用と併用することは必要でしょうか？(切り離して利用する場合2度打ちする想定になる) 無線POSレジといっしょに移動される認識で良かったでしょうか？ どのような利用方法の想定になりますか？	質問No. 4と同様、総合窓口課に導入するモバイル型決済端末については、POSシステムとの連動は必須要件ではございません。POSシステムとの連動が可能な場合の、具体的な連動方法については、提案内容で評価いたします。
16	仕様書	4	第2章 導入機器要件 4 自動釣銭機能要件 ①	【自動釣銭機機種の設置場所寸法について】 会計課の幅が480(幅)となっておりますが、総合窓口・税務課ともに設置面積:490(幅)×620(奥行)×130(高さ)突起物を含むは可能でしょうか。	ご提案の機器について、接地部が仕様書に記載の寸法内におさまった上で、突起部を含む寸法がご質問内容の通りであれば問題ございません。
17	プロポーザル実施要領	5	10. 企画提案書等の作成方法及び提出方法 (1)提出書類	正本の企画提案書の表紙に1部捺印が必要と認識していますが、代表事業者のみの捺印で問題ないでしょうか？	ご認識の通り、共同提案時の企画提案書の表紙については、主提案者のみの押印で問題ございません。
18	プロポーザル実施要領	5	10. 企画提案書等の作成方法及び提出方法 (1)提出書類 エ	②決済手数料一覧表には捺印箇所が見受けられませんが、捺印は不要でよろしかったでしょうか？	ご認識の通りです。 実施要領の当該項目について、決済手数料一覧表も押印不要として、記載内容を修正いたしました。
19	プロポーザル実施要領	8	11. 審査方法 (2)プレゼンテーション審査	弊社でプロジェクターを持ち合わせていないため、プロジェクターも貴方でご用意頂くことは出来ないでしょうか？	用意は可能ですが、当市の用意した機器の不調等により説明困難な事態が発生した場合であっても、審査においては一切考慮いたしませんのでご留意ください。 また、接続端子はHDMI、VGAを搭載しているものに限られます。